

## 男性労働者の育児休業に係わる情報提供

育児・介護休業法 第 22 条の 2 に基づき、当社における男性労働者の育児休業の取得状況について情報をお知らせいたします。

対象期間 2025 年 4 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日

対象者 常用労働者

取得割合 全国 21% (2025 年度実績)

育児休業等をした男性労働者の数 3 名

---

配偶者が出産した男性労働者の数 14 名

以 上